平成27年労第101号

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁 決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C(以下「会社」という。)に雇用され、建設工事における現場代理人として業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、自宅において就寝中に死亡しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき:平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因:内因性急死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発症した疾病を「心室細動」(以下「本件疾病」という。)と判断した上で、同人の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官 (以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付 けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請 求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署 長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 当審査会の事実の認定
 (略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法(昭和22年法律第49号)第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。
 - (2)請求代理人は、給付基礎日額の算定に当たり、監督署長が、①現場手当を割増賃金の定額支給分とみるべき要件を満たしていないにもかかわらず、定額支給分と判断した結果、当該手当を割増賃金算定の基礎となる賃金(以下「基礎賃金」という。)に加算していないこと、及び②被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間や休日労働時間(以下「時間外労働時間等」という。)は、監督署長が認定した時間数でも135時間であり、仮に、現場手当が時間外労働手当や休日労働手当(以下「時間外労働手当等」という。)に代わるものであったとしても、実際の労働時間に応じて支払われるべき時間外労働手当等は現場手当の額を上回るから、被災者には多額の時間外労働手当等の未払が存在し、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足していることを主張しているので、以下検討する。
 - (3) まず、現場手当の取扱いについてみると、以下のとおりである。 ア 請求代理人は、現場手当について、上記(2)の①のとおり、時間外労働

手当等の定額支給分とみることはできないから、基礎賃金に加算すべきである 旨主張している。

- イ 監督署長は、現場手当を時間外労働手当等に代わる手当とみた上で、現場 手当の額が給付基礎日額算定期間における時間外労働手当等の額を上回って いることから、未払の時間外労働手当等はないものと判断して被災者に支払 われた賃金の総額を算出し、給付基礎日額を算定している。
- ウ D社長は、「被災者の死亡当時、現場手当は10年以上前から支給していたが、就業規則等には定めがなく、詳細な算定基準が決まっていなかった。」、「月給制の技術者は、時間外労働があった場合でも、労働時間に応じた時間外労働手当は支払われないため、現場手当は、現場が忙しくなってきたときの工事の進捗状況に応じた報酬という趣旨である。」、「現場が忙しくなると、会社事務所へは出勤せずに現場への直行・直帰となり、実際の労働時間が把握できないため、作業日報から工事の進捗状況を判断し、現場手当の額を判断しており、現場が忙しいときは、現場手当の額も多くなる。」旨述べており、現場手当は現場での業務の状況に応じて支払われているものと判断できる。

ところが、D社長は、「技術者が会社事務所で書類整理などを行った場合には現場手当は支給されず、別の技術者が担当する現場に応援に行ったときには現場手当が支給される。」、「作業日報に記載されている労働時間から時間外労働手当の額を算定して、その額を現場手当の額が下回らないようにするという考え方はしていない。」とも述べており、現場手当は、あくまで現場における工事の進捗状況に応じた報酬であると認められるものであり、労働時間に応じて支払われるものではないことは明らかである。この点、上記のとおり、現場手当は現場における繁忙期に多く支払われているとの事実からみて、労働時間の長さとの相関性が全くないとは言い切れないものの、当該手当の目的及び支払方法に鑑みると、これを時間外労働手当等に代替するものとみなすことはできないものである。

以上のとおり、現場手当は時間外労働手当等の定額支給分とは認められず、 被災者に対しては時間外労働手当等が支払われていないものと判断すること が相当である。

(4) 次に、被災者の時間外労働時間等についてみると、以下のとおりである。 ア 請求代理人は、上記(2)の②のとおり、本件疾病発症前1か月間(平成

- ○年○月○日から同年○月○日まで)の被災者の時間外労働時間等は少なくとも135時間であるから、未払の時間外労働手当等が存在している旨主張している。
- イ しかし、給付基礎日額は、算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定されるものであり、その起算日は、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日から起算することとされており(労働基準法第12条第2項)、会社では毎月末日が締切日であることから、被災者の本件疾病発症日である平成○年○月○日の直前の締切日である同年○月○日以前3か月間が算定期間となるものである。
- ウ したがって、給付基礎日額の算定に当たっては、平成〇年〇月〇日以前3 か月間に支払われるべき賃金の総額がその算定の基礎となるものであり、請求代理人の主張は採用できない。
- (5)以上からすると、給付基礎日額を算定すべき期間において被災者に支払われるべき賃金の総額には、①基本給、②役職手当、③技術手当、④現場手当、⑤家族手当、⑥通勤手当のほか、①から④までを基礎賃金として算出した時間外労働手当等が含まれることとなり、その額は監督署長が認定した額を上回ることとなるから、給付基礎日額は、監督署長において算定した○円を超えることは明らかである。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が被災者の給付基礎日額を○円として算定 した額による遺族補償給付の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。